資料６

新しい地方経済・生活環境創生交付金事業に係る効果検証について

１　対象事業

ソフト事業、拠点整備事業及びデジタル実装タイプ［13 事業］

２　効果検証の方法

以下の観点において事業評価を行い、外部組織（地方創生効果検証部会）による効果検証を行う。

（１）事業の効果（本事業のＫＰＩ評価）

本事業において設定しているＫＰＩの達成状況をもとに、以下の「Ａ～Ｄ」又は「－」により事業効果の評価を実施する（評価区分については別表のとおり）

Ａ　地方創生に非常に効果的であった
Ｂ　地方創生に相当程度効果があった
Ｃ　地方創生に効果があった
Ｄ　地方創生に対して効果がなかった
－　効果の有無はまだわからない

（２）総合戦略のＫＰＩ達成に向けた本事業の評価

本事業が総合戦略の KPI 達成に向けて有効であったか否かの観点から、以下の「有効・無効」又は「－」により評価を実施する。

有効　本事業が総合戦略の KPI 達成に向けて有効であった
無効　本事業が総合戦略の KPI 達成に向けて有効でなかった
－　総合戦略の KPI の達成に向けた本事業の効果の有無はまだわからない

※なお、本県では、「茨城県総合計画」をまち・ひと・しごと創生法第９条第１項に基づく本県の地方版総合戦略として位置付けているため、基本目標及び関連ＫＰＩには総合計画における位置づけを記載しています。

ＫＰＩの達成状況と事業効果区分について

（１）事業効果区分について

評価書（個表）で使用している「事業の効果」（以下の表の「A～D」又は「－」参照）については、内閣府地方創生推進事務局が示す区分であり、それを判断するにあたっては、本県独自の整理区分として KPI の達成状況を参照している。

なお、令和７年度の KPI を設定していない事業については、「－　効果の有無はまだわからない」ものとしている。

ＫＰＩの達成状況 （本県独自の整理区分）	事業成果等 （内閣府が示す例）	事業の効果 （内閣府が示す事業効果区分）
全ての KPI の達成率が 100%以上 →	ア　全ての KPI が目標値を達成するなど、大いに成果が得られたとみなせる場合 →	A　地方創生に非常に効果的であった
達成率 100％以上の KPI が半数以上 →	イ　一部の KPI が目標値に達しなかったものの、概ね成果が得られたとみなせる場合 →	B　地方創生に相当程度効果があった
達成率 100％以上の KPI が１つ以上半数未満 →	ウ　KPI の達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したとみなせる場合 →	C　地方創生に効果があった →
全ての KPI の達成率が 100%未満 →	エ　KPI の実績値が開始前よりも悪化した、もしくは取組としても前進・改善したとは言い難いような場合 →	D　地方創生に対して効果がなかった →
R7 年度の KPI を設定していない等 →	オ　効果発現時期がまだ到来していない →	－　効果の有無はまだわからない →

（２）各ＫＰＩの達成率の算出について

達成率（%）は、以下の式により算出している。

達成率＝（実績値の増分）÷（目標値の増分）×100

（例）稼げるインバウンド茨城・誘客促進事業

【KPI①】地域における観光消費額（億円）

	基準値	R7	基準値からの増分	達　成　率
目標値	11	43.5	（①）32.5	②／①＝105%
実績値		45	（②）34	